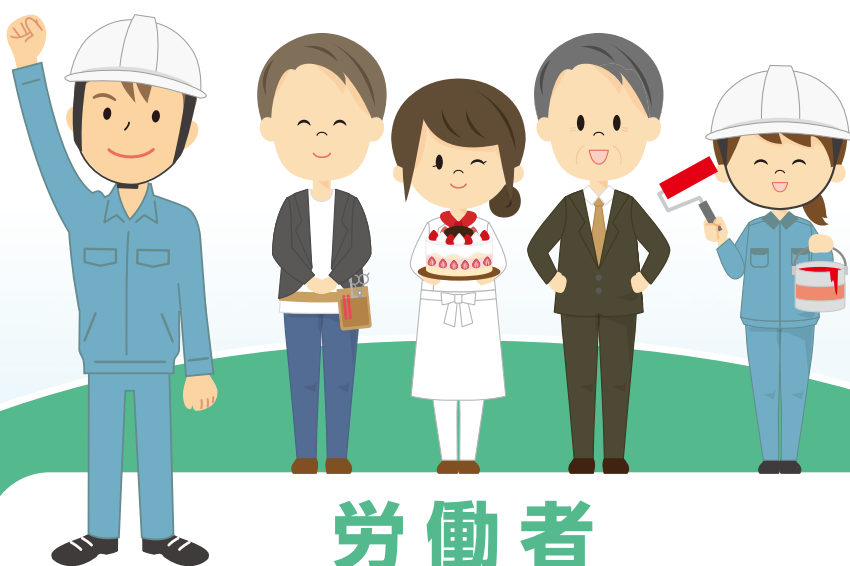


# 公契約条例

## を制定しました。

東京都台東区公契約条例は、公平かつ公正な入札等の契約手続きを実施し、公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保することで、区民福祉の増進と地域経済の活性化を目的とする条例です。



労働者

労働報酬下限額以上の報酬  
適正な労働環境

行政

適正な契約手続き  
労働環境の確認

事業者

労働報酬下限額以上の  
報酬の支払い

東京都台東区公契約条例では、**労働報酬下限額**を定めます。

対象

予定価格 **1億円以上** の工事の請負契約  
予定価格 **1,000万円以上** の規則で定める業務委託契約  
指定管理協定

労働報酬下限額とは？

対象となる公契約に従事する労働者に、事業者が支払うべき報酬の下限額です。

お問い合わせ

※令和7年4月1日以降に締結する契約が対象です。

東京都台東区公契約条例について詳しくはホームページへ →

台東区総務部経理課契約担当

TEL:03-5246-1084 FAX:03-5246-1089

台東区 公契約条例

検索

